

(趣旨)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第23条第3項の規定に基づき、市内に住所を有する母子が、郡山市福祉事務所の所管する区域外の母子生活支援施設へ入所する際の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入所の申込み)

第2条 法第23条第2項の規定により、施設における母子保護の実施を希望する保護者（以下「入所申込者」という。）は、母子生活支援施設入所申込書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、郡山市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）に提出するものとする。ただし、第3号又は第4号に定める書類にあっては、証明すべき事実を福祉事務所長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- (2) 住民票の写し
- (3) 所得の状況を証明する所得証明書等の書類
- (4) 源泉徴収票
- (5) 同意書（第2号様式）
- (6) 誓約書（第3号様式）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、福祉事務所長が必要と認める書類

(施設との協議)

第3条 福祉事務所長は、前条の規定による申込みがあったときは、必要な事項を記載した文書により、入所申込者が入所を希望する施設と入所の可否について協議を行うものとする。

(入所の承諾等の通知)

第4条 福祉事務所長は、前条の協議の結果、母子保護の実施の承諾をしたときは母子生活支援施設入所承諾書（第4号様式）により、母子保護の実施を承諾しないこととしたときは母子生活支援施設入所不承諾通知書（第5号様式）により、入所申込者に通知する。

2 福祉事務所長は、前項の規定により入所の承諾を決定したときは、母子保護実施委託書（第6号様式）を、委託する施設の長に通知するものとする。

(母子保護の実施期間)

第5条 福祉事務所長は、入所申込者が母子保護の実施を希望する範囲内で、児童が満18歳に達したときまでを限度として、自立が見込まれるまでの期間を母子保護の実施期間として決定するものとする。

(費用の負担)

第6条 福祉事務所長は、母子保護の実施を承諾した保護者（以下「入所者」という。）に対して、法第56条第2項の規定により徴収する費用（以下「負担金」という。）を、郡山市児童福祉施設等に要する費用徴収規則（昭和41年郡山市規則第20号。以下「規則」という。）の別表第1に基づき決定し、徴収を行うものとする。

(負担金の通知)

第7条 福祉事務所長は、前条の規定により負担金を決定し、又は変更したときは、母子生活支援施設入所費用負担金徴収額決定（変更）通知書（第7号様式）により入所者に通知するものとする。

(母子保護の実施の解除)

第8条 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、母子保護の実施を解除するものとする。この場合において、母子保護の実施を解除する日は、退所日の翌日とする。

- (1) 自立した又は自立が可能と認められるとき

(2) 入所者から次項の規定による届出があったとき

(3) 誓約書の内容に違反したとき

2 入所者は、家庭の状況その他の理由で第5条の規定により決定された母子保護の実施期間が満了する前に、母子保護の実施の解除を希望するときは、母子生活支援施設退所届（第8号様式）を、退所を希望する日の2週間前までに福祉事務所に届け出るものとする。

3 福祉事務所長は、第1項の規定により母子保護の実施の解除の決定を行ったときは、入所者に対し母子保護実施解除通知書（第9号様式）を、施設の長に対し母子保護実施委託解除通知書（第10号様式）を通知するものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、施設の入所に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年11月16日から施行する。

同意書

年 月 日

郡山市福祉事務所長 様

同意人 住所

氏名

児童福祉法第56条に規定する費用徴収にかかる課税階層区分に要する課税状況等について、入所期間中下記の者がマイナンバーを利用した情報提供ネットワークシステム等により公簿等の確認を行うことや、必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。また、下記の者の求めがあった場合、必要書類を提出します。

記

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1. 確認者 | 郡山市福祉事務所長 |
| 2. 確認するもの | 課税台帳
給与支払報告書 |

誓約書

私は、母子生活支援施設に入所するにあたり、施設の秩序と規則を守り、施設長・指導員の指導に従い、将来の自立・更生に向けて努力することを誓約いたします。また、上記誓約に違反した際は、退所等の措置をとられても意義はありません。

年 月 日

郡山市福祉事務所長 様

誓約者住所

誓約者氏名

母子生活支援施設入所承諾書

第 号
年 月 日

様

郡山市福祉事務所長



年 月 日付けで申込みのあった母子生活支援施設への入所については、次のとおり承諾します。

入所する保護者の氏名		
入所する児童の氏名		
入所施設	施設名	
	所在地	
母子保護の実施期間		年 月 日から 年 月 日まで

注意事項

- 母子生活支援施設入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- 母子生活支援施設への入所が適当と認められなくなった場合には、母子保護の実施を解除します。

第5号様式（第4条関係）

母子生活支援施設入所不承諾通知書

第 号

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長



年 月 日付けで申込みのあった母子生活支援施設への入所については、次の理由により承諾できませんので通知します。

理由

母子保護実施委託書

第 号
年 月 日

様

郡山市福祉事務所長



次の保護者及びその監護する児童について、貴施設に母子保護の実施を委託します。

保護者及び児童の居住地					
保護者及び児童の状況	氏名	保護者 との続柄	生年月日	職業又は 就学状況	備考
		本人	年 月 日		
母子保護の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで				

第7号様式（第7条関係）

母子生活支援施設入所費用負担金徴収額決定（変更）通知書

第 号
年 月 日

様

郡山市福祉事務所長



母子生活支援施設入所に係る費用徴収金として負担していただく金額を次のとおり決定（変更）したので通知します。

入所者	住所		
	氏名		
入所施設			
入所費用負担金	年 月 日から 年 月 日まで	月額	円
※変更の場合 変更の理由			

第8号様式（第8条関係）

母子生活支援施設退所届

年 月 日

郡山市福祉事務所長

保護者 住所
氏名

次のとおり、母子生活支援施設を退所するので届け出ます。

施設名	
退所年月日 (退所予定年月日)	
退所の理由	

母子保護実施解除通知書

第 号

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長



年 月 日付け第 号で承諾した母子保護の実施を次のとおり解除したので通知します。

解除年月日	年 月 日
解除の理由	

母子保護実施委託解除通知書

第 号

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長



年 月 日付け第 号で貴施設に母子保護の実施を委託した保護者及びその監護する児童について、委託を解除したので通知します。

保護者氏名		
児童氏名		
解除年月日	年 月 日	
解除の理由		